

(写)

令和7年8月26日

佐賀労働局長
城 寿克 殿

佐賀地方最低賃金審議会
会 長 甲斐 今日子

佐賀県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年7月14日付け佐労発基 0714 第4号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

今年度の改定額は、県内企業を取り巻く経営環境を踏まえれば、特に中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しさを増していることは当審議会としても認識しているところである。

一方で、消費者物価とりわけ食料をはじめとする生活必需品の高騰により、佐賀県最低賃金額に近い賃金水準の労働者の生活は一層厳しくなっていることが考えられ、セーフティネットとしての最低賃金の意義を強く意識して審議し、この結論に達したものであることを報告する。

また、別紙2のとおり、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和6年10月17日発効の佐賀県最低賃金（時間額956円）は令和5年度の佐賀県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。

なお、中小企業・小規模事業者が事業を継続し、雇用を維持・確保できるよう、収益力改善や賃上げ原資の確保を図るため、政府等において諸対策の実施・検討を行うこと等を当審議会として下記付帯決議する。

記

- 1 業務改善助成金等の国及び県の助成金制度についてはその活用について、広く周知に取り組むとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者の利用が進み、賃金の引上げに結びつくよう、より一層丁寧な対応を図ること。
- 2 価格転嫁対策について、他省庁と有機的な連携を図り、中小企業・小規模事業者が賃金引上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコスト上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を図ること。

以上

佐賀県最低賃金

- 1 適用する地域
佐賀県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1, 0 3 0 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日
令和 7 年 1 1 月 2 1 日

佐賀県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件 名 佐賀県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 9 5 6 円
- (3) 発 効 日 令和 6 年 1 0 月 1 7 日

2 生活保護費

- (1) 比較対象者
1 2 ～ 1 9 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 6 年度
- (3) 生活保護費（令和 5 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の佐賀県内人口加重平均
に住宅扶助の実績値を加えた金額（9 1, 8 1 7 円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

令和 6 年 1 0 月 1 7 日発効の佐賀県最低賃金の 1 か月換算額（注）と上記 2 の（3）
に掲げる金額とを比較すると佐賀県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（注）1 か月換算額

9 5 6 円（佐賀県最低賃金）× 1 7 3. 8（1 か月平均法定労働時間数）
× 0. 8 0 7（可処分所得の総所得に対する比率）＝ 1 3 4, 0 8 5 円